

# 愛知県スポーツウエルネス吹矢協会細則（案）

## （目 的）

愛知県スポーツウエルネス吹矢協会（以下「県協会」という。）の目的は主に吹矢式呼吸法の鍛錬により心身の健康保持、増進を図るとともに県内においてスポーツウエルネス吹矢を普及し地域の健康増進に寄与することを目的とする。

## （会議及び組織）

### 1 県協会に次の会を置く

- (1) 役員会
- (2) 理事会
- (3) 総会

### 2 役員会

- (1) 役員を選任については、愛知県スポーツウエルネス協会規定6条による
- (2) 役員会は必要により会長または副会長が招集する。

### 3 理事会

- (1) 理事会は、県協会役員及び総支部役員（各総支部長及び各副総支部長）各総支部から推薦された担当を理事として構成する。
- (2) 理事会の理事長は県協会会長が、副理事長は副会長が兼任する。
- (3) 理事会に総務広報部、審判・競技部、教育部、障がい者サポート部を置き理事はいずれかの部に籍を置く。  
各部の部長は副理事長を当てることとし、組織は別図のとおりとする。
- (4) 理事会は理事長、副理事長または総支部長が必要により招集し各部の会議は必要により部長が招集する。
- (5) 理事会は理事の半数の出席をもって成立し、議決は出席理事の過半数をもって決する。  
各部の事務分掌は別表1のとおりとする

### 4 総 会

- (1) 総会は理事及び所管内の支部長で構成する。
- (2) 総会は毎年4月または5月に開催する。
- (3) 総会は会長または副会長が招集し、必要により総会を臨時開催することができる。
- (4) 総会は所管内の支部長の半数の出席をもって成立し、総会の議決は出席者の過半数をもって決する。

### 5 総支部割

- (1) 尾張西総支部  
犬山市、江南市、一宮市、岩倉市、北名古屋市、稲沢市、清須市、あま市、津島市、愛西市、弥富市、扶桑町、大口町、大治町、蟹江町、飛島村
- (2) 尾張中総支部  
小牧市、春日井市、瀬戸市、尾張旭市、名古屋市、豊山町、
- (3) 尾張東総支部  
長久手市、日進市、豊明市、大府市、東海市、知多市、常滑市、半田市、東郷町、東浦町、阿久比町、武豊町、美浜町、南知多町、
- (4) 三河西総支部  
刈谷市、知立市、安城市、高浜市、碧南市、西尾市
- (5) 三河東総支部  
豊田市、岡崎市、蒲郡市、豊川市、新城市、豊橋市、田原市、みよし市、幸田町、設楽町、東栄町、豊根村

(研修・競技大会・昇級段位認定試験等)

- 1 県協会は競技大会を年1回開催することとし、開催時期は別に定めることとし詳細は審判・競技部において決定する。
- 2 東海ブロック大会の愛知県開催年における開催時期は別に定めることとし、詳細は審判・競技部において決定する。
- 3 研修会は県協会所属会員の技術向上及び情報交換のために開催するものとし必要の都度、理事会各部の主催により開催する。
- 4 級・段位認定試験は次により実施する。
  - (1) 五段位以下の認定試験は各総支部、各支部において開催する。審査は各級・段位審査資格保持者のもと公正、公平に実施する。
  - (2) 六段位認定試験は県協会が開催、審査は六段位審査資格保持者のもと公正・公平に実施する。
- 5 研修会・競技大会等は参加費を徴収して必要な経費に充てることができる。
- 6 理事会はその他必要な事業を行う。

(会 費)

- 1 県協会の経費は協会本部から支払われる活動支援金の30パーセント及び県協会が主催する六段位認定試験受験料、並びに県協会主催の競技大会参加費の残金を充てることができる。
- 2 協会本部から支払われる活動支援金の70パーセントは各総支部に配分する。
- 3 活動支援金は活動支援金交付請求書及び議事録などの関連書類の提出により支払う

(道具等)

県協会はスポーツウエルネス吹矢普及及び競技大会開催のために必要な道具等を保有することができる。

県協会保有の的などの備品保管に年50000円支給する。

(旅 費)

理事が県協会の業務で出張する費用は実費弁償とする。

なお、県内出張はマイカー使用を原則とし、ガソリン代は時価で10あたり10km走行するものとして計算し協会役員会及び理事会(部会を含む)出席時の交通費は1回あたり千円として県協会が支給する。

協会の代議員が社員総会に出席ため出張するときは開催場所までの交通費を実費支給することとする。

(作業手当)

県協会のホームページの維持管理業務を担当するものに年3万円、

競技会の事務担当者年2万円

県協会の会計実務を担当する理事に年2万円を

それぞれに支給する事とする。

(慶 弔)

県協会の役員が死亡した時は理事会の承認を得て弔電を打つものとする。

(改 正)

本細則の改正は理事会において審議し、総会における議決により決する。

(付 則)

本細則は、平成26年4月1日から施行する。

本細則は、平成27年4月1日から施行する。(旅費規程・慶弔規程追記・実務手当)

本細則は、2021年4月1日から施行する。(活動支援金支給、備品保管料、理事の拡大  
みよし市の管轄変更)

別表1 各部の事務分掌は

総務・広報部 愛知県スポーツウエルネス協会の総務全般

- 1) 規約の制定・管理
- 2) 援助制度の予算・管理
- 3) 事業計画の進捗管理
- 4) 総会の取りまとめ
- 5) ホームページの管理
- 6) 愛知県レクリエーション協会との  
打ち合わせ

審判・競技部 公認審判員試験・講習・教育に関する業務

- 1) 愛知県公式試合(愛知県大会・東海ブロック大会ほか)の企画・運営  
・審判業務

教育部 公認指導員・上級公認指導員・支部長教育に関する業務

- 1) 愛知県で行う公認・上級公認指導員・支部長教育
- 2) 愛知県レクリエーション協会主催のニュースポーツフェスティバル行事  
の打合せ・企画・運営

障がい者サポート部 障がい者サポート業務

- 1) 愛知県障がい者スポーツウエルネス吹矢協会に協力し、障がい者スポーツウ  
ルネス大会の運営・審判・サポート業務
- 2) 障がい者サポート公認審判員試験・講習会に関する業務